## 8号府中所洪 京都の小平都市計画道路3 について住民の意思を問う住民投票

(以下「住民投票条例」)」の施行に伴い、5月26日(日)に住民投票 「東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例 が実施されますので、対象路線および住民投票の概要をお知らせいたします。

※住民投票の概要は、小平市ホームページをご覧ください(http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/032/032383.html)。

-ムページをご覧ください(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/kitakita/kodaira328/)。





平都市計画道路3・2・8 もって、その代表者から、 普通地方公共団体の長に対 数の5分の1以上の連署を 請求をすることができる」 し規定されています。 同条の規定に基づき、 条例の制定又は改廃の 小

号府中所沢線の計画の見直

では、「普通地方公共団体地方自治法第74条第1項 権を有する者は、政令の定 の議会の議員及び長の選挙 めるところにより、その総

されました。 別委員会での審議を経て、 定例会に上程され、

## 事業のあらま

山市久米川町五丁目に至る延長約27国分寺市、小平市を経由して、東村 5路線の一つです (図1)。 的に整備を進めている多摩南北主要 森野二丁目から、多摩市、 lmの骨格幹線道路で、東京都が重点 府中市、 町田

となっています 道までの間で唯一現道がなく未着手 川町一丁目)までの約14きが(以下 東側を通過し、 東戸倉二丁目) ていますが、五日市街道(国分寺市 「事業区間」という) の区間 口市街道以南が、現在事業中となっ い東村山市内の新青梅街道以南がす こに完成しており、 このうち、府中所沢線では、 町田市から東村山 小平市内の青梅街道以北およ から小平中央公園の 青梅街道(小平市 国分寺市内の五 市の新青梅街 図 2

ネットワークが充実し、都市間の 向上などの整備効果が期待され 境の確保、地域の防災性や安全性の 通過交通の排除による良好な居住環 路の渋滞緩和、生活道路に進入する 携強化や多摩地域の活性化が図ら この事業区間の整備により、 府中街道をはじめとする周辺道 道路

民投票条例」公布までの経

書の交付(署名の開始)

小平市条例制定請求代表者証明

小平市条例制定請求代表者によ

有効署名数(7,183筆)の確定・

小平市条例制定請求書の受理

3月小平市議会定例会上程

住民投票条例特別委員会

小平市議会定例会(修正可決)

住民投票条例の公布・施行

住民投票の実施(予定)

り署名簿の提出(7,593筆)

図3

整備を推進していく予定です て、平成25年度に事業着手を行 東京都では、この事業区間につ

H24.12.17

H25.1.15

H25.2.10

H25.2.14

H25.3.1

H25.3.6

H25.3.27

H25.4.16

H25.5.26

告示

## 住民投票とは

東京都の

平都市

計

画道路3

・2・8号

住民投票条例

の概要

府中所沢線計

画

について住民の意思を問う

直接問う市民参加手法の一つとし 補完するものとされています。 市長と議会による二元代表制を 般に住民投票は、 市民の意思を

があるとされており、今回の住民投 を決定するうえで、多数意見を知る 地方公共団体の団体意思、 する「拘束的住民投票」と議会まれ は長その他の執行機関の行動を拘束 ために行われる「諮問的住民投票 は長その他の執行機関が自らの意思 住民投票には、投票の結果がその 議会また

に記載されている「請求の要旨」

民の意向を確認することを目的とし を見直すべきか、それとも計画案の 画について、住民参加により計画案 計画道路3・2・8号府中所沢線計 ています。 見直しは必要ないかについて小平 「この請求は、東京都の小平都 この計画は、

といった問題点を抱えています。 せる、250億円もの予算を使う。 日まで多くの市民団体や個人が、 を消失させ、玉川上水遊歩道を36 ある小平中央公園の雑木林の約半 幅で分断し、約220戸を立ち退

名数7千百83筆と共に平成25年2月 投票条例」制定の直接請求が有効署 を確認することを目的とした「住民 14日になされました。 しの是非について、小平市民の意向

その後、平成25年3月小平市議会 住民投票条例 修正可

以下のとおりです(原文のまま掲 提出された小平市条例制定請求書

票は後者となります。

請求の要旨

小平市の貴重な緑で

の一部である小平 市計画道路の整備方 のは適当ではない。 画の見直しについ **村中所沢線を整備することにより、** トワークの形成を目指している』 化計画)に基づき、 『2 東京都は多摩

に周知し、意見を求めることに肖亟とを理由に、この計画について市民 その声は全く反映さ 的です。私たちは、 させるために、 受ける小平市民の意 姿勢に疑問を感じ、 の計画の見直しを求 を直接請求いたします。」 性について問う住民 小平市は、東京都の事業であるこ 市長の意見 計画の見直しの必要 段票条例の制定 覚を計画に反映 れていません。 めていますが、 直接的な影響を 行政のそうした (要旨)

いる」

3

を行うことは東京都の広域的な視点 ないことから、 での道路整備事業に より、 (要旨) は以下のとおりです。 以下の理由により 程した際に附し 地方自治法第74条 平成25年3月 本 案は適当ではな に支障を来しかね た、市長の意見 活議会定例会に 第3項の規定に 、市で住民投票

路としての道路ネッ に責任を持って判断すべきものであ 所沢・鎌倉街道 東京都が広域 線全体計画の中 的な骨格幹線道 トワークの整備

 $\overline{1}$ 

日のみが本都市計 3針(第三次事業 地域における都 着実な道路ネッ 住民投票に付す

> までの経過 住民投票条例」公布

図3のとおりです。 住民投票条例公布までの経過は、

形成が図られ、

することは適当ではない。 の道路網整備に対して抜本的に言及 部を担う小平市が東京都の全体計画 早期の整備が望まれている。その 様々な整備効果が期待される中で、

法令に基づき手続が完了して

現状で、改めて計画の見直しの必要 法令に基づいた手続が完了している

本都市計画に対して法的拘束力のな 性を問うことは、適当ではない。 投票結果に法的拘束力がな

 $\overline{4}$ 

ない市が実施することは適当ではな い住民投票を、本事業の施行者では

であり、 得られるよう鋭意努力していく。」 業実施に当たって地域住民の理解が ていく努力をするほか、引き続き東 るようにさまざまな取り組みを進め 安全性の確保、自然や歴史景観の特 ため、 道路整備を含めた総体的な街づくり () 京都に対しては、市を代表し、本事 市として今後取り組むべきことは、 性を生かした街並みの創出に向け 市民の利益を最大限に追求でき 市としては沿道の土地利用、 利便性の向上である。この